

平成 26 年 9 月 17 日

## IOSCO による市中協議文書「中央清算されない店頭デリバティブ取引にかか るリスク低減措置」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「中央清算されない店頭デリバティブ取引にかか  
るリスク低減措置」と題する市中協議文書（以下、「本報告書」という。）  
を公表した。本報告書は、中央清算されない店頭デリバティブ取引におけるリスクを  
低減することを目指した 9 つの措置を提示するものである。

提示されたリスク低減措置は、グローバルな金融危機を受けて店頭デリバティブ取  
引市場を強固なものにしようとする G20 の取組みに資するものである。G20 の改革  
プログラムの主な施策の一つが、標準化された店頭デリバティブ取引の中央清算を促  
すことである。しかし、店頭デリバティブ取引は、相当な割合で標準化されておらず、  
ゆえに、中央清算に必ずしも適していない。提示された措置は、これらの中央清算さ  
れない店頭デリバティブ取引に照準を置いている。

提示されたリスク低減措置は、3 つの主要な効果が見込める。

- 法的確実性の促進と早期の紛争解決の促進
- 取引相手の信用及び他のリスクの管理の促進
- 全体的な金融の健全性の強化

提示されたリスク低減措置は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）及び、BIS 決済・  
市場インフラ委員会（CPMI）との協議を経て策定されたものであり、中央清算され  
ない店頭デリバティブ取引市場を強固にするために 2013 年 9 月に BCBS 及び  
IOSCO において策定された証拠金規制を補完するものである。

提示されたリスク低減措置は、9 つの分野をカバーしている。

措置 1：対象主体

措置 2：契約締結義務

措置 3：取引確認

措置 4：時価算出

措置 5：取引内容の突合

措置 6：取引の圧縮

措置 7 : 紛争解決

措置 8 : 導入

措置 9 : クロスボーダー取引

提案に対するコメントは、2014 年 10 月 17 日までに提出されたい。